

いわき市ゼロカーボンドライブ等導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、燃料電池自動車又は電気自動車（以下「次世代自動車」という。）の普及を促進し、もって地球温暖化対策の推進を図るため、市内に次世代自動車を導入する市内の民間事業者等（以下「補助事業者」という。）に対して行う補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「燃料電池自動車」とは、搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 「電気自動車」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (3) 「ゼロカーボンドライブセット」とは、次世代自動車及び太陽光発電システムの組合せのことをいう。
- (4) 「太陽光発電システム」とは、住宅の屋根等への設置に適した太陽光エネルギーを電気に変換し低圧配電線又は高圧配電線と連携する又は連系地点となる住宅において消費するシステムであって太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが10キロワット未満のものをいう。
- (5) 「初度登録」とは、初めて道路運送車両法第 4 条の規定による自動車登録ファイルに登録することをいう。軽自動車にあつては、同法第59条の規定による新規検査を受けることをいう。

(補助対象者)

第 3 条 次世代自動車に係る補助金の交付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する個人（以下「市民」という。）
- (2) 市内に事業所等を有する法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除

く。以下「市内法人」という。)

(3) 市民又は市内法人に対して次世代自動車のリース販売を行う事業者（以下「リース事業者」という。)

2 ゼロカーボンドライブセットに係る補助金の交付対象者は、次のとおりとする。

(1) 市民

(2) 市民に対して次世代自動車のリース販売を行う事業者（以下「ゼロカーボンドライブセットに係るリース事業者」という。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(補助の要件)

第5条 補助の要件は、別表第2のとおりとする。

(補助金等交付申請書の添付書類等)

第6条 規則第4条第1項に規定する期日は、補助金の交付申請をする年度の3月31日とする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。ただし、リース事業者及びゼロカーボンドライブセットに係るリース事業者が補助事業者となる場合は、次世代自動車の使用者に係る第3号から第6号までに掲げる書類を含めるものとする。

(1) 自動車車検証の写し

(2) 次世代自動車の購入費が確認できる書類（領収書又は契約書等）の写し

(3) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第1号様式）

(4) 市税完納証明書（第2号様式）

(5) 住民票の写し（市民が補助事業者又は次世代自動車の使用者となる場合に限る。）

(6) 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書等（市民が補助事業者又は次世代自動車の使用者となる場合を除く。）

(7) 賃貸借契約書の写し及び貸与料金の算出根拠明細書（第3号様式）（リース事業者及びゼロカーボンドライブセットに係るリース事業者が補助事業者となる場合に限る。）

(8) 電気事業者との電力受給開始日又は系統連系承諾日が確認できる書類の写し（ゼロカーボンドライブセットに係る補助金の交付申請をする場合に限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項第1号から第3号までに規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第7条 規則第10条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

(補助事業等実績報告書の省略)

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 規則第17条第1項第3号に規定する市長が定めるものは、補助対象の次世代自動車とし、同条第1項ただし書に規定する市長が定める期間は、4年とする。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図るものとする。

3 補助事業者は、第1項に定める期間内において当該次世代自動車を処分しようとするときは、あらかじめ、処分承認申請書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(情報の提供等)

第10条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じ使用状況その他情報の提供等について協力を求めることができ、求めがあった場合は協力しなければならないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（平成31年4月23日）

この要綱は、平成31年4月23日から実施する。

附 則（令和3年3月24日）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月29日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

2 改正後のいわき市ゼロカーボンドライブ等導入促進補助金交付要綱の規定は、令和4年1月1日以後に車両の初度登録を行った次世代自動車及び同日以後に電力受給が開始された太陽光発電システムについて適用する。

附 則（令和5年4月1日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 改正後のいわき市ゼロカーボンドライブ等導入促進補助金交付要綱の規定は、令和5年1月1日以後に車両の初度登録を行った次世代自動車及び同日以後に電力受給が開始又は系統連系が承諾された太陽光発電システムについて適用する。

附 則（令和7年3月31日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 改正後のいわき市ゼロカーボンドライブ等導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

区分	補助金の額
燃料電池自動車	200,000円
電気自動車	50,000円
ゼロカーボンドライブセット	100,000円

別表第2（第5条関係）

補助の要件（いずれも満たすこと）
1 次世代自動車の補助の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 補助事業者が、新車（初度登録）にて次世代自動車を導入すること。 （2） 導入する次世代自動車について、専ら自家用に供し、本市内を拠点とした使用が可能であること（自動車検査証における使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されること。） （3） 補助金の交付申請する年度の前年度の1月1日から補助金の交付申請する年度の12月末日までに車両の初度登録を行うこと。 （4） リース事業者が申請者となる場合にあっては、当該補助による補助金相当額が次世代自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。 （5） 自動車販売業者が使用者となる場合にあっては、車両の販売促進活動に使用されない（同車種の次世代自動車を販売する見込みがない）こと。 （6） いわき市の市税を完納していること。 （7） 補助金の交付を受けようとする次世代自動車に対するこの要綱に基づく補助金以外の市

の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。

- (8) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと。

2 ゼロカーボンドライブセットに係る補助の要件は、前項各号に掲げる要件に加え、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ゼロカーボンドライブセットに係る補助金を交付申請する年度内に、次世代自動車に係る補助金を交付申請していること又はゼロカーボンドライブセットに係る補助金と次世代自動車に係る補助金を同時に交付申請していること。

- (2) 補助金の交付対象者が第3条第2項第1号である場合、当該市民が次世代自動車の使用者であり、自らが居住する住宅の屋根等に太陽光発電システムが設置されていること。

交付対象者が第3条第2項第2号である場合にあっては、当該事業者より次世代自動車のリース販売を受ける市民が、次世代自動車の使用者であり、自らが居住する住宅の屋根等に太陽光発電システムが設置されていること。

- (3) 設置されている太陽光発電システムについて、次世代自動車に係る補助金を交付申請する年度の前年度の1月1日から補助金の交付申請する年度の12月末日までに電力受給が開始又は系統連系が承諾されていること。

- (4) 導入された次世代自動車の自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」及び太陽光発電システムに係る受給契約確認書における「受給地点」又は「連系地点」の位置が同一地点であること。

- (5) 導入された太陽光発電システムに係る受給契約確認書における「受給地点」又は「連系地点」が、既に補助金の額の加算を受けている次世代自動車の自動車検査証の「使用の本拠の位置」と同一地点にないこと。

- (6) ゼロカーボンドライブセットに係るリース事業者が申請者となる場合にあっては、当該補助による補助金相当額が次世代自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。

第1号様式（第6条関係）

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

年 月 日

いわき市長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

私は、いわき市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は社会的非難関係者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

また、必要がある場合は、いわき市が関係機関に対して当内容について確認するため、照会することに同意します。

なお、要件に該当しないとき又は記載事項に偽りがあるときは、申請を無効とされ、又は補助の決定を取り消されても異議ありません。

※ 社会的非難関係者とは、次に掲げる者をいう。（いわき市暴力団排除条例第2条第7号参照）

ア 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者

イ 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者

ウ 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者

エ 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与（結婚式における祝儀又は香典若しくは供花にあつては、社会通念上儀礼の範囲内におけるものを除く。）をした者

第2号様式（第6条関係）
第2号様式（第6条関係）

市 税 完 納 証 明 申 請 書

年 月 日

いわき市長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

いわき市ゼロカーボンドライブ等導入促進補助金交付申請のため、納付すべき税目の納期到来分について納税されていることを証明願います。

証 明 番 号	第 番（ 年 月 日現在）
---------	---------------

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

いわき市長

印

貸与料金の算定根拠明細書

年 月 日

住所

氏名

(リース事業者名及び代表者職・氏名)

1 リース先

法人名又は氏名	
代表者職・氏名 (法人の場合)	
所在地	いわき市

2 リース内容

製造元				
車名(型式)				
リース期間				
補助金相当額	市(A)		合計	
	県(B)			
	国(C)			
リース料総額	補助金なしの場合			
	補助金ありの場合(Aのみ)			
	補助金ありの場合(A+B+C)			
月額リース料	補助金なしの場合			
	補助金ありの場合(Aのみ)			
	補助金ありの場合(A+B+C)			

※上記金額はすべて円単位とし、消費税は含まない。

第4号様式（第9条関係）

処 分 承 認 申 請 書

年 月 日

いわき市長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

注意 □のある欄は、該当する箇所に ☒ 印を付けてください。

交付年度	年度
補助金等決定通知書番号	第 号
機器の設置場所	
処分する機器	1 燃料電池自動車 2 電気自動車
処分の方法	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸与 ☐ 担保 ☐ 廃棄 ☐ その他（ ）
処分の時期	
処分の理由	